

Newsletter

2024

6

杉原事務所だより

from OFFICE SUGIHARA



Monthly shot

今年 3 月に我が家のミモザが初めて満開になりました。数年前に庭に植えて、すくすく育ち、育ちが良すぎて、私の親が勝手に枝を切るという暴挙にも負けず、立派に大きくなりました。かわいらしい黄色の花は長い間そのまま咲き続け、毎日愛でていました。4月に剪定を行い、現在はスッキリとした姿に。来年の開花に向けて、既に新しい若葉が青々といっぱい生えてきています。来年は、ミモザの花でドライフラワー制作にチャレンジしたいと思います。(杉山)

所得税定額減税 Q & A が随時更新されています

令和 6 年分の所得税に対して実施される定額減税について、国税庁の定額減税特設サイトでは、パンフレットや Q&A などが随時更新されています。5 月の更新では、「給与等の源泉徴収事務に係る令和 6 年分所得税の定額減税のしかた(英語版)」と「源泉所得税関係様式の記載例(外国語版(ポルトガル語・スペイン語・ベトナム語・フィリピン語・ウクライナ語))」も掲載されましたので、外国人従業員への案内資料としてもご活用下さい。(安田)

STEP 1 定額減税の対象・定額減税額の確認

Start!

6月1日までに「扶養控除等申告書」を勤務先に提出していますか?

Yes

あなたに同一生計配偶者、控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族はいますか?

Yes

6月1日以後最初に支払われる給与等に対する源泉徴収税額からあなた本人分の30,000円と同一生計配偶者等^(注2)の人数×30,000円の合計額が控除されます。^(注1)

No

No

扶養控除等申告書を提出していない勤務先においては、令和6年分の所得税について定額減税を受けることはできません。
※確定申告の際に定額減税を受けることができます。

6月1日以後最初に支払われる給与等に対する源泉徴収税額から30,000円が控除されます。^(注1)
※追加の手続きはありません。

○定額減税額の例
同一生計配偶者等が
1人の場合: 60,000円
2人の場合: 90,000円
3人の場合: 120,000円
4人の場合: 150,000円



(注) 1 6月1日以後最初に支払われる給与等に対する源泉徴収税額から控除しきれなかった定額減税額は、以後の給与等(令和6年分)に対する源泉徴収税額から順次控除されます。

2 非居住者である同一生計配偶者等は定額減税額の計算に含めることはできません。

STEP 2 に進む

令和6年分所得税の定額減税 Q & A (概要・源泉所得税関係【令和6年5月改訂版】)

2-3 公的年金等の支払を受ける給与所得者に対する定額減税【令和6年5月修正】

Q. 公的年金等の支払を受ける人は、その公的年金等に係る源泉徴収税額から定額減税の適用を受けますが、その人についてもその主たる給与の支払者のもとで、定額減税の適用を受けるのですか

A. 公的年金等に係る源泉徴収税額から定額減税の適用を受ける人についても、主たる給与の支払者のもとで定額減税の適用を受けることになります。
なお、給与等と公的年金等との定額減税額の重複控除については、確定申告で最終的な年間の所得税額と定額減税額との精算が行われることとなりますが、重複控除されていることだけをもって、確定申告の義務は発生しません。

2-8 所得制限を超える人から定額減税不要の申出があった場合【令和6年4月追加】

Q. 給与収入以外の所得により、令和6年分の合計所得金額が1,805万円を超えることが明らかであり、年末調整時に定額減税の適用を受けることができないので、月々の給与等から月次減税額を控除しないでほしいという申出が従業員からありました。
この場合、従業員からの申出に従い、月次減税額を控除しなくてもいいですか。

A. 給与所得者については、主たる給与の支払者のもとで、令和6年6月1日以後最初に支払を受ける給与等に係る源泉徴収において、月次減税額を順次控除することとされています。
そして、合計所得金額が1,805万円を超えると見込まれるかどうかにかかわらず、主たる給与の支払者のもとで、令和6年6月以後の給与等に係る源泉徴収において、控除対象者は一律に減税額の控除を受けることになりますので、控除対象者自身が定額減税の適用を受けるか受けないかを選択することはできません。

危険箇所等における安全対策 全ての作業関係者に拡大

安全衛生規則等の一部を改正する省令が令和6年4月30日に公布され、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても保護が図られるよう、令和7年4月1日から必要な措置を実施することが義務付けられました。

主な内容として、一つは、危険箇所等において事業者が行う事故発生時の退避や立入禁止等（危険箇所への搭乗禁止、悪天候時の作業禁止含む）の措置の対象範囲を、同じ作業場で何らかの作業に従事する全ての人（一人親方や他社の労働者、資材搬入者、警備員など契約関係は問わない）とすることです。もう一つは、危険箇所等で行う作業の一部の請負人（一人親方、下請業者）に対する保護具等の使用する必要がある旨を周知することです。周知の方法は、常時作業場で見やすい場所に掲示又は備付、書面交付、磁気テープ等に記録し、各作業場でそれを常時確認できる機器の設置、または口頭で伝えることとなります。

この改正により、作業現場の安全対策を全ての作業関係者に拡大適用し、事業者による危険箇所の管理や保護具の提供などの措置を具体的に定めることで、労働安全衛生の質の向上が期待されています。（杉山）



厚生年金の「養育特例」添付書類が省略可能に

令和7年1月1日より「3歳に満たない子を養育する被保険者等の標準報酬月額の特例」の申出に係る添付書類が省略できるようになります。

産前産後休業や育児休業から復帰した際、育児を理由として時短勤務等へ切り替えることによって給与額が下がり、厚生年金の標準報酬月額が低下する場合があります。一般的に標準報酬月額が低下すると、将来もらえる厚生年金額も下がることとなりますが、3歳に満たない子を養育するために標準報酬月額が下がった場合、将来の年金額に影響しないように、子どもが3歳に達するまでの間は子どもが生まれる前の標準報酬月額とみなす「養育期間の従前標準報酬月額のみなし措置（養育特例）」という制度があります。

養育特例の手続きは、通常被保険者の申出により事業主を経由して行いますが、手続きには原則として、「戸籍謄（抄）本または戸籍記載事項証明書」（原本）および「住民票の写し」（原本）を添付することが必要です。なお、住民票の写しについては、申出者と養育する子どもの個人番号がどちらも申出書に記載されていれば添付が不要となります。

今回の法改正により養育特例に必要な添付書類が見直され、事業主による確認欄を申出書に設けるとし、確認を受けた場合に、「戸籍謄（抄）本または戸籍記載事項証明書」の添付が省略可能となりました。令和7年1月1日以降で3歳未満のお子さんをお持ちの従業員の方から申出があった場合は、この新しい手続きに基づき、適切な対応をお願いします。（小川）

人材確保等支援助成金（人事評価改善等助成コース）が再開

約2年間受付が休止されていた、人材確保等支援助成金（人事評価改善等助成コース）について、令和6年度に受付が再開されました。このコースは、人事評価制度を整備し、人事評価に応じた賃金制度を設けることで生産性の向上、賃金アップ及び離職率の低下を図る事業主に対して助成されます。

助成金支給までの流れは、①人事評価制度等整備計画の作成・提出を行い労働局の認定を受け、②人事評価制度等を整備（労働協約または就業規則に明文化する）し、③人事評価制度等を実施（該当する者全員）し、④支給申請、という流れになります。また人事評価制度等は実施するだけでなく、「実施後と実施前の労働者へ支払われた賃金総額を比較したときに3%以上増額していること」、「離職率の低下に関する目標」を達成する必要があります。

人事評価制度等は、導入することにより評価と賃金が比例するため従業員のモチベーションアップに繋がることが期待できます。当該助成金の活用事例が厚生労働省のホームページにて確認できます。ここではそのうちの1つを紹介しますので、活用事例を参考にして人事評価制度等の整備を検討されてはいかがでしょうか。（松島）

■活用事例

事業所概要
事業：建設業 従業員：7名
雇用管理上の課題
<ul style="list-style-type: none">・事業主の主観で人事評価を行っていたため、従業員が目指すべき姿が明確ではなかった。・業務を担当制にしていたが、担当者不在時の即対応等ができないことがあり、業務の共有と生産性向上が課題であった。
導入した人事評価制度
<ul style="list-style-type: none">・人事評価表による評価を年1回実施する。・5つの評価項目を5段階評価し、ウェイト数値を乗じた評価点数を賃金テーブルの号俸上昇表に連動させた。
人事評価制度導入の効果
<ul style="list-style-type: none">・評価項目に「顧客満足度」、「情報収集・提供」、「コミュニケーション」を盛り込んだことで業務の棚卸と共有化を行い、担当者不在時でも担当者以外の者が対応できるようにして、顧客対応力を向上させた。・事業主が相手の考えを受け入れ、一緒に働くことで「相手を好きになる仕事をしたい」という考えに至り、従業員からDM 発送先の顧客データの見直し案の提案があり、即実行したことで、従業員のモチベーションも上がり、その後も業務の効率化の提案があり、会社の雰囲気も一層良くなった。

雇用保険が適用拡大へ（令和 10 年 10 月 1 日施行）

このたび改正雇用保険法が参議院本会議で可決・成立しました。現在は、労働時間が週 20 時間以上の労働者が雇用保険の加入対象でしたが、週 10 時間以上の労働者も加入対象となり、適用が大幅に拡大されることとなります。これにより 480 万人を超える労働者が新たな被保険者対象となる見込みです。

保険料や給付については現在の加入者と同じ水準になります。現在月 5 万円の給与である方も週 10 時間以上の労働時間となれば雇用保険の加入対象となるため、労働者負担分と事業主負担分を合わせると、建設業等一部の事業を除いた一般の事業では、今の保険料率であれば 775 円（建設業等一部の事業では 875 円）の保険料が発生することになります。なお、この雇用保険適用拡大に関する施行日は令和 10 年 10 月 1 日なので、少し先の話となります。

今回の法改正には、リスキリング（学び直し）の促進もあり、自己都合で退職した人が、雇用の安定・就職の促進に必要な職業に関する教育訓練等を自ら受けた場合には給付制限をせず、雇用保険の基本手当を受給できるようになります。この他にも教育訓練給付金の支給率が最大 70%から 80%に引き上げられ、被保険者が在職中に教育訓練のための無給の休暇を取得した場合に、最長 150 日間、基本手当に相当する給付金が支給される制度も創設されます。こちらについては、今年から来年の間での施行となるので、被保険者としては早めに恩恵を受けることができます。（堀）



「社会保険適用拡大特設サイト」がリニューアル

厚生労働省は、「社会保険適用拡大特設サイト」をリニューアルし、社会保険の適用拡大について説明するための実践的なコンテンツを公開しました。新たなコンテンツは、複数の先行企業の具体的な好事例をヒアリングした上で、広報実務の専門家や雇用現場に詳しい実務家のアドバイスを得ながら制作されました。特に「人事・労務管理者向けの手引き」では、基本的な制度の説明を始めとして、従業員だけでなく経営者への報告例の他、実際に説明する際のポイントが詳細に列挙され、これから適用拡大への準備を行うとしても十分に対応できる内容です。同じく新たなコンテンツである「社会保険適用拡大に関する解説動画」は加入対象者や加入メリットが端的に分かりやすくまとめられており、従業員への説明にご活用頂けると思います。

以前より事務所だよりでお知らせしている通り、令和 6 年 10 月の適用拡大により、すでに社会保険に加入している従業員数が 51 名以上の企業にお勤めのパート・アルバイトの方で一定の要件（週 20 時間以上の勤務 等）に該当する場合、新たに社会保険の加入対象となります。対象となる従業員に対して、正確な情報やメリットを説明し、理解していただくことが重要となります。ぜひ、今回リニューアルされた「社会保険適用拡大特設サイト」をご活用ください。（岡村）

■主な新コンテンツ

- ① 人事・労務管理者向け「社会保険適用拡大のこんなとき！どうする？手引き」
- ② 従業員向けチラシ「社会保険加入のメリット」
「社会保険加入を考える3ステップ」
「社会保険加入に関するQA集」
- ③ 社会保険適用拡大に関する解説動画（ショート動画、5分動画）



ポータルサイトを活用して熱中症対策を

厚生労働省は、職場における熱中症予防対策を徹底するため、毎年5月から9月まで、「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を実施しています。しかし、厚生労働省による「令和5年職場における熱中症による死傷災害の発生状況」では、死亡または休業4日以上の業務上疾病者の数は全国で1,045人とされており、うち28人が亡くなっています。業種別では建設業が202件、製造業が220件で全体の約4割を占めています。また死亡者数は、建設業が11件と最も多く、製造業、警備業及び農業が4件と同数で続いています。また、熱中症と報告された多くの事例で暑さ指数(WBGT)を把握せず、熱中症予防のための労働衛生教育が行われていない状況で、糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病や所見を有している事例も見られますが、その多くは医師等の意見を踏まえた配慮がなされていない状況でした。

同省のポータルサイト「学ぼう! 備えよう! 職場の仲間を守ろう! 職場における熱中症予防情報」には、炎天下の屋外だけでなく、屋内の職場でも発生する可能性があるとして、危険な状況やその対策についてイラストや写真を使い分かりやすく解説しています。職場内に掲示するなど効果的な周知を行い、熱中症を疑う症状があった時には早めに対応しましょう。(山田友)

あれっ、何かおかしい

- 手足がつかる
- 立ちくらみ・めまい
- 吐き気
- 汗のかき方がおかしい
汗が止まらない/汗がでない

あれ? ? ?

これも初期症状

- 何となく体調が悪い
- すぐに疲れる

あの人、ちょっとヘン

- イライラしている
- フラフラしている
- 呼びかけに反応しない
- ボーッとしている

専門知識がないと熱中症か判断できない

すぐに周囲の人や現場管理者に申し出る

直ちに作業中止 ▶ 『119番』!

残りわずか!!

杉原事務所 セミナー開催のご案内

演題 「労働条件明示ルール改正・中小事業主の労災保険特別加入」

無料

— 講師 社会保険労務士法人杉原事務所 社会保険労務士 堀 良司 —

【日時】令和6年6月28日(金) 13:30~15:00

【会場】ソフトピアジャパンセンター

◀ 申込: 別紙お申込書ご記入後 FAX または WEB から ▶

新規学卒求人申込みのご案内

先月号でもご案内しましたが、令和6年3月の新規学卒(高校、中学)の求人票受付が6月1日から公共職業安定所にて始まりました。弊所にて求人票の作成から学校への求人票の提出までを承っておりますので、お申込みをご希望の場合は、先月号に同封いたしました「新卒求人申込書」にご記入の上、FAX または担当職員までお早めにお申し込み下さい。



◀ 給与計算を委託されている顧問先様へのお願い ▶

先月号の事務所だよりで今年度の住民税は7月からのご案内でしたが、定額減税の対象外の方は従来通り6月分から特別徴収となります。弊所に給与計算を委託されている顧問先様は、市町村より『令和6年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額通知書』が届きましたら、お早めに担当職員までご送付下さいますようお願い致します。

また、年末調整を弊社へ委託している顧問先様は、扶養家族に変更がある場合、お早めにご連絡下さいますようお願い致します。

Side story

from OFFICE SUGIHARA

今月の担当 << 宮川(友) ・ 小川 ・ 野口 ・ 山田(結) ・ 熊谷 >>



友人が誕生日を迎えるということで、プレゼントは何が欲しいか聞いたところ「ドーナツの食べ放題に連れて行ってほしい!」というリクエストを受けました。もちろん二つ返事でOKしたのですが、せっかく行くなら攻略法を考えてから万全の状態に挑もうと2人で計画中です。元を取るには少なくとも6~8個のドーナツとドリンク数杯といったところのようですが、チャレンジしたことがないのでたして自分が何個食べられるのか未知の領域です。友人は限界に挑戦すべく燃えているので、全力で楽しんでもらえるよう、わたしも楽しみつつたくさん食べたいと思います!(宮川(友))



最近、3歳の長女が「パウパトロール」に夢中になっています。「パウパトロール」はカナダで制作された子ども向けアニメです。子犬たちが街で起こる様々なトラブルを解決するストーリーで、世界中で大人気の様です。なかでも主人公の一人である10歳のケントという男の子は、子犬たちのリーダーです。子犬たちが何かしらの失敗をしても、ケントは「ここはこうだったね。次からは気をつけよう!」と失敗の原因を指摘しながらも常に前向きにフォローをします(とても10歳とは思えないですが)。私も、こうした姿勢を子育ての中で見習っていきたいと思います。(小川)



梅仕事の季節がやってまいりました!「梅仕事ができる人間になりたい」と思い昨年は初心者でも失敗しないという梅シロップ作りに挑戦しました。梅が入った瓶をたまに揺らすだけというおおざっぱな私にピッタリな作業のおかげで失敗なく梅シロップが完成し炭酸水と割って楽しむことができました。今年はいよいよ梅干し作りに挑戦してみようと思っていますが・・・工程が多い!カビの繁殖場にしてしまいそう!と失敗して梅シロップに逃げる未来しか見えません。レシピに忠実に、丁寧に、目分量で入れないことを心掛け挑みたいと思います。(野口)



チョコミントが大好きなのですが、「歯磨き粉の味」とあまり共感を得ることがなかったのですが、7年ほど前にTV番組で取り上げられブームが起きてからは、毎年今くらいの時期からチョコミントの商品が続々と発売されるので今年もどんな商品が発売されるのかワクワクしています。お気に入りの商品を見つけても翌年には発売されずガッカリすることもあるのですが、今年もチョコミント商品を買いたく食べ比べをしたいと思っています。でもやっぱりチョコミントといえば、サーティワンのアイスが一番美味しいな!と思うのです。(山田(結))



昨年9月に入社しました熊谷穂香と申します。どうぞよろしくお願いいたします。福井県出身で大学卒業後から昨年6月まで東京に住んでおりました私は、大垣市に移住してまだ1年目の岐阜県民初心者です。「ほどよく田舎でほどよく都会」と大垣市のキャッチフレーズにあるように、都会のような利便性も、地元のようなんびりとした時間の流れも感じられ、個人的にはすごく住みやすいなあと感じております。最近は近隣のレジャースポットや飲食店の開拓に余念のない日々ですが、食べ物ひとつとっても地域性の違いに驚くことがたくさんあり、非常に刺激の多い毎日で楽しいです。(熊谷)



社会保険労務士法人杉原事務所/株式会社 Vision Partner

〒503-0019 岐阜県大垣市北方町 1-1165-1

TEL 0584-81-8281 FAX 0584-81-8276

URL <https://sharo-shi.gifu.jp>